

## 津市経営基盤強化支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 5 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業の担い手等の経営基盤強化により営農の持続化・安定化を促進し、新規就農者の拡大を図るため、津市補助金等交付規則（平成 1 8 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 経営基盤強化支援事業補助金（法人化） 補助金の交付を受けようとする年度の 1 月末日
- (2) 経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用） 補助金の交付を受けようとする年度の 2 月末日

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営基盤強化支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式又は第 2 号様式）に、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経営基盤強化支援事業補助金（法人化）
  - ア 公証役場において認証を受けようとする定款
  - イ 法人登記申請書の写し
- (2) 経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用）
  - ア 経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用）交付申請に係る誓約・同意書
  - イ 申請者が新たに雇用しようとする者（以下「就農者」という。）の履

## 歴書

### (実績の報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてこれを行わなければならない。

#### (1) 経営基盤強化支援事業補助金（法人化）

- ア 法人化後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- イ 定款認証手数料、印紙代及び謄本交付料に係る領収書の写し
- ウ 法人登録に係る領収書の写し

#### (2) 経営基盤強化支援事業補助金（人材雇用）

- ア 1年以上の雇用期間の分かる雇用契約書の写し
- イ 申請者が補助金の交付額の半分を就農者に支払った領収書等の写し

### (交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付するものとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 補助金の名称                  | 目的                                                         | 補助事業                  | 交付対象経費                               | 交付限度額                                                                 | 交付対象者                                                                          |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 経営基盤強化支援事業補助金<br>（法人化）  | 担い手等の法人化を支援することにより、経営基盤を強化し、新規就農の受け皿となるとともに、営農の持続化・安定化を図る。 | 担い手等が経営基盤強化のため法人化する事業 | 担い手等の法人化手続に係る定款の認証に要する経費及び登記申請に要する経費 | 交付対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額が 1 2 万 1, 0 0 0 円を超えるときは、1 2 万 1, 0 0 0 円） | 本市の区域内に住所を有する者（本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する団体を含む。）であって、法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織 |
| 経営基盤強化支援事業補助金<br>（人材雇用） | 担い手等の新たな人材雇用に対して支援を行うことにより、就農者の定着及び農業経営の持続化を図る。            | 担い手等が新規に人材を雇用する事業     | 就農者に係る賃金                             | 就農者 1 名につき 2 3 万 3, 0 0 0 円                                           | 本市の区域内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織（本市の区域内に主たる事務所又は事業所を有する団体を含む。）               |